

令和元年度三木町農業委員会
2月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和元年度三木町農業委員会 2月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和2年2月21日
(会議時間) 14:00～14:50
(開催場所) 三木町防災センター第1研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数16名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫(欠席)	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸(欠席)	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝淵 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)(欠席)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 谷洋司主任主事
6. 森岡隆一係長
7. 矢部広紀主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) 青年等就農計画認定申請について

(3) その他

事務局

それでは、2月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等3件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、井戸委員と藤澤委員をお願いいたします。それでは高尾会長職務代理よろしくお願ひします。

会長職務代理

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が4件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と農業経営改善計画認定申請と青年等就農計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしくお願ひします。それでは議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字西山田 1筆 487㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅平屋建 1棟 219.65㎡
車庫 1棟 34.78㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：上高岡字氷与代 1筆 360㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：資材置場兼駐車場
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地500.95㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：井戸字中井戸 1, 631㎡

地 目：田

変更前：平成28年8月8日から令和元年7月18日

変更後：平成28年8月8日から令和3年7月18日

番号1について説明します。

番号1については、分譲住宅のうち2区画が分譲されていないため、工期を延長するものです。

会長職務代理

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

13番委員

それでは、現地調査の報告を行います。2月分の農地法関連の申請について去る、令和2年2月14日(金)の午前9時から5条申請2件、5条申請の事業計画変更申請1件につきまして、高尾会長職務代理、藤澤委員、私、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。確認の結果、いずれも特に問題はありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長職務代理

ありがとうございました。それでは地元委員からの説明ですが、5条申請番号1は私が担当でするので説明します。

5条申請番号1につきましては、譲渡人と譲受人は直接関係はありません。売買ということになります。場所は尾崎集落のちょうど真ん中あたりで、基盤整備を行っています。非農用地協議により非農用地設定がされています。下水道の配管もすでに入っておりまして、特に問題はないと思います。

8番委員

5条申請番号2につきまして、譲受人は大工をしており、併用地である宅地を購入し、その周りを資材置場兼駐車場として使うということで、特に問題はないと思います。

会長職務代理

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が11件、再設定が6件、転貸6件で合計23件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長職務代理

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

農地機構が借受している農地について、出し手が県外の方がいらっしゃると思いますが、どのように維持管理されていたか分かれば教えてください。

事務局

2件の内1件は、出し手による維持管理がなされているということは聞いておりますが、もう1件については、農地機構とのやり取りにはありませんでしたので、維持管理がどのようにされていたかはわかりません。しかし、農地機構が借り受けているので、それなりの管理はできていると思われま

会長職務代理

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：井上 487 m²
地 目：田1筆
解 約 日：令和2年1月21日
解 約 理 由：転用のため

番号2 申請地：井戸 388 m²
地 目：田1筆
解 約 日：令和2年1月31日
解 約 理 由：本人耕作

番号3 申請地：井上 4,861 m²
地 目：田4筆
解 約 日：令和元年12月2日
解 約 理 由：経営縮小

番号4 申請地：井上 1, 097 m²
地 目：田1筆
解約日：令和元年12月2日
解約理由：本人耕作

番号5 申請地：井上 3, 764 m²
地 目：田3筆
解約日：令和元年12月2日
解約理由：借り手の変更

番号1について、議案1号5条申請番号1の案件になります。転用のため解約するものです。
番号2について、本人が耕作するために解約するものです。
番号3について、借り手の経営規模縮小のため解約するものです。
番号4について、本人が耕作するために解約するものです。
番号5について、借り手の変更とともに、使用貸借から賃借に切り替えるため解約をするものです。

会長職務代理

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、この案件は終わります。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、農業経営改善計画認定申請についてありがとうございます。この認定申請につきましては、認定農業者制度に基づくものであります。認定農業者制度は農業者が農業経営強化促進基本構想に示された農業経営の関連付けて、自ら創意工夫に基づき経営改善を進める計画を市町村に提出し、これらの認定を受けた農業者に対し、重点的に支援措置を講じようとするものでございます。今回の申請につきましては、令和2年1月14日に計画の作成相談会を実施いたしました。当日は認定申請者ご自身の意思による5年後の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものでございます。早速ではありますが、本題に入りたいと思います。お手元にお配りしております資料をご覧ください。こちら6経営体の更新、1経営体の変更の申請となっております。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしく願いいたします。

会長職務代理

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。
私の方から、7番の方は変更申請ですが、何を変更されたのですか。

事務局

農業用の機材関係を計画的に追加するというので、変更申請がされております。目標に変更というわけではありません。

6番委員

どの方も5年後の面積が増えていますが、労働時間は2,000時間になっています。面積が増えたら時間も増えるのではないですか。

事務局

この経営改善計画の認定にあたりまして、三木町が定めております構想の目標が2,000時間となっております。基本的には、その2,000時間を超えていただくと同時に経営の効率を高めていただくために、過剰な労働時間を費やさずに、経営の効率を図っていくということも含まれております。計画の細かいところではございますが、中には経営体ご本人さんの労働時間を規定時に設定して、その不足分を雇用で担っていく、もしくは機材の購入等で効率化を図っていくなどの確認をしております。専門の普及センターの方の意見も参考にしております。

会長職務代理

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

これまで、香川県が行っていた認定就農者制度については、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、三木町が認定することになり、これに合わせて平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領の制定を行っております。なお、今回につきましては、令和2年1月8日に新規1件の青年等就農計画認定申請がありましたので、同要領第5条第1項に基づく認定審査を今回の定例会におきまして、お願いするものです。また、計画の審査にあたっては、関係機関による面接等の実施により行うとなっております。例として、新規就農者が農業者で組織される団体等の関係者の前で就農計画や就農ビジョンを説明する機会を設けると示されていますので、この場をお借りしてご本人に説明してもらいたいと思います。また、同要領第5条第4項に基づく、香川県東讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合については、既にご意見をいただいております。どうぞよろしく申し上げます。

(資料読み上げ、新規就農者から説明)

会長職務代理

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

6番委員

これからハウスの工事にかかるのですか。さぬき姫なので単価が高いと思いますが、20aでいけないので35aぐらいは広げていかないと。そのあたりはどうですか。

事務局

今回借りる農地が35aで、そこでは20aのハウスの計画になります。まずは、単収を自分の中で突き詰めて、それ以降面積を増やしていければと思っています。

6番委員

土地があるのでしたら、面積も増やしていただいて。本人のやる気で頑張っていたらと思います。

会長職務代理

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、青年等就農計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長職務代理

満場一致で原案どおり承認されました。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長職務代理

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長職務代理者及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和2年2月 日

会長職務代理者 _____

署名委員 _____

署名委員 _____